

	通貨払	直接払	全額払	毎月1回以上払	一定期日払
原則	通貨で支払わなければならない	直接労働者に支払わなければならない	全額を支払わなければならない	毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない	
例外	①法令に別段の定めがある場合 ②労働協約に別段の定めがある場合 (通勤定期券、住宅供与等) ③厚生労働省令で定める賃金については、 <b>確実な支払の方法</b> で厚生労働省令で定めるものによる場合 <b>【労働者の同意を得た場合】</b> ・通常の賃金 労働者指定の銀行等への振込み 労働者指定の証券会社への払込み ・退職手当 小切手・郵便為替の交付	①通貨払の例外③による場合 ② <b>使者</b> に対して支払う場合	①法令に別段の定めがある場合 (税金、社会保険料等) ② <b>労使協定</b> がある場合(届出不要) (社宅費、労働組合費、社内預金等)	① <b>臨時</b> に支払われる賃金 (私傷病手当、結婚手当、退職手当等) ② <b>賞与</b> ③厚生労働省令で定める賃金 ( <b>1箇月を超える</b> 期間を算定の基礎として支給される精勤手当、勤続手当等)	
通達等	労働協約の定めにより通貨以外のもの賃金を支払うことが許されるのは、その労働協約の適用を受ける労働者に限られる。  「労働者の同意」については、労働者の意思に基づくものである限り、その形式は問わない。	派遣先の使用者が、派遣中の労働者本人に対して、派遣元の使用者からの賃金を手渡すことだけでは、直接払の原則には違反しない。	5分の遅刻を30分の遅刻として賃金カットするような処理は、労働の提供のなかった限度を超えるカットについて、賃金の全額払いの原則に反し違法である。	年俸制であっても、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。  「一定期日」とは、その日が特定されていなければならない。例えば、月給において「毎月25日」や「毎月末日」は可能だが、「毎月第4金曜日」とすることは認められない。  所定の支払日が休日である場合、支払日を繰り上げること又は繰り下げを定めるのは、一定期日払に違反しない。	

賃金の定義	賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、 <b>労働の対償</b> として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。		
賃金でないもの	① <b>任意的・恩恵的なもの</b> (退職金、結婚祝金、死亡弔慰金など)	② <b>福利厚生的なもの</b> (住宅貸与、資金貸付など)	③ <b>企業設備、業務費等</b> (制服、出張旅費、社用交際費など)
例外	労働協約、就業規則、労働契約等によって予め支給条件が明確なものは賃金となる	住宅貸与の場合、住宅の貸与を受けていない者との均衡を図るために、一定額の <b>均衡手当</b> が支払われているときは賃金となる	<b>通勤手当</b> や <b>通勤定期券</b> は賃金となる

	平均賃金を算定基礎とするもの	算定の起算日	平均賃金の算定基礎から除外されるもの	
			日数・賃金とも除外されるもの	賃金から除外されるもの
平均賃金の算定基礎について	① <b>解雇予告手当</b> ② <b>休業手当</b> ③ <b>年次有給休暇の賃金</b> ④ <b>災害補償</b> ⑤ <b>減給の制裁の制限</b>	労働者に解雇の <b>予告をした日</b> 休業日の初日 年次有給休暇を与えた日 事故発生日または疾病の発生確定日 意思表示が相手方に <b>到達した日</b>	① <b>業務上負傷し</b> 、又は <b>疾病</b> にかかり療養のために休業した期間 ② <b>産前産後の女性</b> が第65条の規定によって休業した期間 ③ <b>使用者の責めに帰すべき事由</b> によって休業した期間 ④ <b>育児休業</b> 又は <b>介護休業</b> をした期間 ⑤ <b>試みの使用期間</b>	① <b>臨時</b> に支払われた賃金 ② <b>3箇月を超える</b> 期間ごとに支払われる賃金 ③ <b>通貨以外</b> のもので支払われた賃金で法令・労働協約の定めに基づかないもの
平均賃金の算定方法				
原則	○月給、週給制等 算定事由の発生した日 <b>以前3箇月間</b> に支払われた <b>賃金総額</b> / 算定事由の発生した日 <b>以前3箇月間</b> の <b>総日数</b>			
例外1	① <b>日給、時間給、出来高払制等の場合</b> 算定事由の発生した日 <b>以前3箇月間</b> に支払われた日給、時間給、出来高払制等の賃金総額 / 算定事由の発生した日 <b>以前3箇月間</b> の <b>労働日数 × 60%</b>			
例外2	② <b>月給、週給制等と日給、時間給、出来高払制等との併用があった場合</b> 算定事由の発生した日 <b>以前3箇月間</b> に支払われた月給、週給制等の賃金総額 / 算定事由の発生した日 <b>以前3箇月間</b> の <b>総日数 + 例外1の金額</b>			